

宇治市職員労働組合
執行委員長 福田 洋祐 様

宇治市長 松村 淳子

提起書

休暇等の見直しを下記のとおり提起する。

記

- 1 傷病休暇取得時における必要資料の見直しを行う。

<現行>

取得日数	休暇決裁届の添付資料
連続又は月合計 2 日まで	不要
連続 3 日～4 日 又は月合計 3 日以上	3 日目以降、自筆による理由書が必要（ただし前月に診断書もしくは理由書が提出されている場合は 3 日目以降その都度医師による診断書が必要）
連続 5 日以上	1 日目以降、医師による診断書が必要

※インフルエンザ感染時も同様

※新型コロナウイルス感染時は陽性を示す検査キットの画像、医療機関の領収書、診療明細等の添付により取得可能

<見直し後>

取得日数	休暇決裁届の添付資料
1 日目	医師による診断書又は医療機関の診療明細書が必要
連続 2 日目	追加の添付資料は不要
連続 3 日以上	3 日目以降、医師による診断書が必要

感染症の場合における必要書類

下記書類にて 1 回の罹患につき 5 日まで傷病休暇を取得可能とする。

① インフルエンザ

…医療機関の領収書、診療明細書、処方箋

② 新型コロナウイルス

…医療機関の領収書、診療明細書、検査キットの画像

施行日：令和 7 年 1 0 月 1 日

- 2 ファミリーサポート休暇に関する見直しを行う。
 障害のある子、特別支援学校に在籍する子の場合の特例を新設する。

(1) 基礎日数(最年少の子) (2) 加算日数(最年少以外の子)

	基本	特例 障害のある子等		基本	特例 障害のある子等
未就学	8日		未就学(1人目)	5日/人	
小学生	7日	<u>8日</u>	未就学(2人目～)	2日/人	
中学生	5日	<u>6日</u>	小学生	1日/人	<u>2日/人</u>
高校生	-	<u>4日</u>	中学生	加算なし	<u>1日/人</u>
			高校生	加算なし	<u>1日/人</u>

施行日：令和7年10月1日

- 3 仕事と生活の両立支援の拡充のため休暇制度等を改定する。

(1) 部分休業の取得パターンの多様化

- ・ 30分を単位として1日2時間の範囲で取得可能とする。
 (始業時・終業時に限る取得要件を撤廃する。)
- ・ 1時間を単位として一休暇年度中に1日あたりの勤務時間数に10を
 乗じて得た時間数(10日相当)の範囲で任意の日に取得可能とする。

(2) 育児休暇の取得要件の緩和

- ・ 他の休暇との連続使用を可能とする。

(3) 介護休暇・介護時間の取得要件の緩和

- ・ 始業時・終業時に限る取得要件を撤廃する。

※詳細は別紙1のとおり

施行日：令和7年10月1日